

事業事前評価表

国際協力機構東南アジア第二部東南アジア第四課

1. 案件名（国名）

国名：ミャンマー

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における人材育成の現状と課題

ミャンマーにおいては、民主化の推進と各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、総じて不足しているという現状がある。したがって、行政能力の向上と制度構築を通じた民主化・経済構造改革が課題であり、本邦大学院への留学による若手行政官等の育成を通じて、ミャンマーの市場経済化を支える行政官等が将来各分野でリーダーシップを発揮することが期待されている。

(2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけ

1) 行政・公共政策

米の取引自由化や公務員・軍人向けの米及び食用油の配給制度廃止等、経済構造改革を通じて経済成長を実現しようとするミャンマー政府の動きを拡大するため、民主化・経済構造改革に資する行政・公共政策分野の人材育成が必要である。

2) 情報技術（ICT）

ミャンマーでも、行政運営や産業運営等において、情報技術を利用したマネジメント能力を有する人材育成が急務となっている。また、情報技術に関する人材育成を通して情報流通の自由化を図り、民主化の基盤整備としての役割を果たすことも期待される。

3) 農業政策

ミャンマーでは国民の約6割が農業・畜産業・水産業に従事し、GDPの約4割を占める経済基盤となっている。また、食糧自給の確保の観点からも、国民に直接裨益する重要な産業である。しかし、技術・情報・予算の不足や政策の未整備等により低い生産性から抜け出せず、行政改革等に資する人材の育成が急務となっている。

(3) 人材育成に対する我が国及びJICAの援助方針と実績

我が国は、ミャンマーに対する新規の経済協力案件は基本的に見合わせる措置をとっている。一方で、緊急性が高く真に人道的な案件、民主化・経済構造改革に資する人材育成のための案件、CLMV諸国・ASEAN全体を対象とした案件については、ミャンマーの政治情勢を注意深く見守りつつ、案件内容を吟味した上で順次実施することとしている。当該案件は、行政・公共政策、情報技術、農業政策のあり方をミャンマーの若手行政官等が我が国で学ぶことにより、民主化・経済構造改革に資する人材育成を行うための案件として位置付けられる。

- (4) 他の援助機関の対応
特になし

3. 事業概要

- (1) 事業の目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本邦大学院での学位取得（修士）を通じ、ミャンマーの社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官等を育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

- (2) プロジェクトサイト/対象地域名

該当なし

- (3) 事業概要

本事業は、公務員等を対象に最大 25 名の留学生が、我が国大学院において、ミャンマーにおける優先開発課題の分野で学位取得を目的として留学することに対して、必要な経費を支援するもの。

- (4) 総事業費/概算協力額

総事業費 3.48 億円（概算協力額（日本側）：3.48 億円、ミャンマー側：0 円）

- (5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2009 年 10 月～2014 年 12 月を予定（計 63 ヶ月）

- (6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

本事業の円滑な実施のために、ミャンマーにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、同国政府関係者（教育省等）及び日本側関係者（在外公館、JICA 在外事務所等）で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

- (7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

- 1) 環境社会配慮：該当なし

① カテゴリ分類

② 影響と緩和・軽減策

- 2) 貧困削減促進：該当なし

- 3) ジェンダー：該当なし

- (8) 他援助機関等との連携・役割分担

該当なし

- (9) その他特記事項

該当なし

4. 外部条件・リスクコントロール

- (1) 事業実施のための前提条件

特になし

- (2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

① ミャンマー政府の人材育成に対する政策が変更されない。

② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。

③ 留学生が帰国後、日本で学んだ知識を活用できる職場に配属される。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

特になし

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載の通り、各省行政官の能力向上は、ミャンマーにおける共通した重要課題であり、また、当事業は同国開発計画とも合致している。
- ・ 公務員等を対象とすることにより、留学生在が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留學生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値 (2009年)	目標値 (2015年)
留学する学生数	0人	25人
留學生の学位取得率	0%	100%
帰国留學生の日本で研究した内容に深く関連する職場での勤務率	0%	90%

2) 定性的効果

- ・ 留學生の研究能力・政策立案能力・事業運営管理能力が向上する。
- ・ 留學生が帰国後、所属する機関において、留学によって得た知識を用いて政策の立案や実施に関わる。
- ・ 日本とミャンマーとの友好関係の基盤が強化される。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

6. (2) 1) のとおり。

(2) 今後の評価のタイミング

- ・ 事後評価 6. (2) 1) に記載の目標年

以上